

標 題：

日本籍船以外の船舶に搭載された
自動衝突予防援助装置 (ARPA) の件

NK テクニカル インフォメーション

No. 85

平成2年6月5日

関係船主各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、SOLAS 74条約の81改正第V章12規則(j) (ii) により1984年9月1日前に船舶に搭載された ARPA で主管庁の型式承認品でないものは1991年1月1日までしか使用が認められておりません。

このため、これらの ARPA は、原則として、1991年1月1日までに主官庁の型式承認品に新替えする必要があります。ただし、同条約第V章12規則(j) (iii) / (r)により船籍国政府の裁量で1991年1月1日以降も継続して使用することが認められる場合もありますので、各船ごとの事情を説明の上政府に免除申請することができます。

また、これまでリベリア、パナマ、シンガポールおよびバヌアツ政府からは、製造者から IMO 決議A. 422 (XI) に完全適用している旨の証明書を取得できる場合には、1991年1月1日以降も継続して使用して差し支えない旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、以上についてよろしくご検討の上1991年1月1日までにご措置いただきますようお願い申し上げます。

なお、1991年1月1日を過ぎても適切な措置がなされていないことが、それ以後行われる安全無線証書に関する更新検査の際、確認された場合には、弊会は2カ月間有効の条件付短期証書しか発行できませんのであらかじめご承知願います。

以 上